

○総務省告示第二百四十二号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十条の二第四項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百二十七号（アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年八月十九日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

添 付 書

電波の型式を表示する記号は、次表のとおりとする。

指定周波数	無線従事者の資格	電波の型式	記号
[1 略]			
2 475.5kHz 1,910kHz	第一級アマチュア無線技士	A1A A3C A3E D3C F1B	3MA
	第二級アマチュア無線技士	F1D F3C F3F G1B G1D	
	第三級アマチュア無線技士	H3E J3E J3F R3E	
	第四級アマチュア無線技士	A3C A3E D3C F1B※ F1D F3C F3F G1B※ G1D H3E J3E J3F R3E	4MA
[3～9 略]			

[注 略]

備考 表中の [] の記号は対応しない。

添 付 書

[同左]

指定周波数	無線従事者の資格	電波の型式	記号
[1 同左]			
2 475.5kHz 1,910kHz	第一級アマチュア無線技士	A1A F1B F1D G1B G1D	3MA
	第二級アマチュア無線技士		
	第三級アマチュア無線技士		
	第四級アマチュア無線技士	F1B※ F1D G1B※ G1D	4MA
[3～9 同左]			

[注 同左]

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に3 M Aの記号による電波の型式が指定された免許又は予備免許を受けているアマチュア局は、この告示による改正後の規定による3 M Aの記号による電波の型式が指定された免許又は予備免許を受けたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に4 M Aの記号による電波の型式が指定された免許又は予備免許を受けているアマチュア局は、この告示による改正後の規定による4 M Aの記号による電波の型式が指定された免許又は予備免許を受けたものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現に一、九一〇 kHzの周波数においてA - Aの電波の型式が指定された免許又は予備免許を受けているアマチュア局は、この告示による改正後の規定による3 M Aの記号による電波の型式が指定された免許又は予備免許を受けたものとみなす。